主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人古沢斐の上告理由について。

原判決は、所論「Dつねお」と記載した一票は、所論のように「D辰雄」と「D宗雄」の両者の氏名を混記したものとは認められない旨を判示しており、また、右の一票は、候補者D宗雄(Dむねお)に投票する意思をもつて、その氏名のうち「む」を「つ」と誤記したものと解するのが相当であるから、これをD宗雄に対する有効投票と認むべきものである旨判示している。右判示は、原審の確定した事実関係の下においては、当裁判所もこれを正当と認めることができる。そして、たとえ所論のように、候補者中にD姓の者が一一名あり、その中にD辰雄なる者があつたとしても、右判断に支障を来たすものであるとは認められない。それ故、原判決には所論の違法はなく、論旨は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	高	木	常	七
裁判官	斎	藤	朔	郎